

暮らしの安心 国民健康保険

平成 26 年度の納税通知書は 7 月中旬に送付します

今年度の国民健康保険税は、限度額に変更があり、後期高齢者支援金分が「14 万円」から「16 万円」に、介護納付金分が「12 万円」から「14 万円」になりました。

なお、保険税率に変更はありません。保険税は下表により計算し、それぞれ①～④の合計（限度額を超える場合は限度額）になります。医療分・後期高齢者支援金分は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険 2 号被保険者）については、国保加入者のうち、満 40 歳以上 65 歳未満の方が対象となります。



平成 26 年度の保険税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割	世帯の所得 × 7.4%	世帯の所得 × 3%	世帯の所得 × 2.4%
②資産割	固定資産税額 × 20%	固定資産税額 × 9%	固定資産税額 × 4%
③均等割	21,000 円	10,000 円	10,000 円
④平等割	18,000 円	8,000 円	8,000 円
限度額	51 万円	16 万円	14 万円

保険税の納め方

国保税は世帯主が納めます

各種届出や国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していても世帯の中に国保の被保険者がいる場合、納税通知書は世帯主に送られます。

普通徴収（年 6 回の窓口納付または口座振替）

当初納付書では平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月分までの 1 年分を年 6 回で納付することになります。（途中加入や離脱の場合を除く）

特別徴収（年金天引き）

国保被保険者が全員 65 歳以上で構成される世帯の場合の国保税は、原則として納税義務者の年金から天引きになります。ただし、次に該当する方は、従前のおり納付書で納めていただく（普通徴収）こととなります。

・国保税の納付を口座振替にしている場合

- ・平成 26 年度中に 75 歳になる場合
- ・年金年額が 18 万円未満の場合
- ・介護保険料が年金から天引きされていない場合

※特別徴収（年金天引き）を希望しない場合、事前に口座振替手続きが必要で

加入・離脱したときの国保税

国保税は加入の届出をした月から

ではなく、加入資格を得た月から課税されます。年度途中で加入する場合や離脱したときも、離脱の前月までの税額が月割で計算されます。

国保税の軽減

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保被保険者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。詳しくは納税通知書または同封のパンフレットをご覧ください。

▼低所得世帯に対する軽減

被保険者世帯の人数や所得に応じ、均等割・平等割の 7 割・5 割・2 割の軽減措置がとられます。今年度は軽減判定基準が拡充し、5 割・2 割の対象となる世帯が拡大しました。

▼非自発的失業者の軽減

65 歳未満の方が解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けられる軽減措置があります。

▼後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減

後期高齢者医療制度への移行により、国保世帯の被保険者が 1 人になった場合、5 年間は平等割の 2 分の 1 が減額となっていました。平成 25 年度からその後 3 年間、軽減措置が延長になりました。延長する 3 年間は平等割の 4 分の 1 が減額になります。

納期内の納税にご協力を

皆さまに納めていただく国保税は医療費の支払いなど国保事業の運営に欠かせない財源です。納期限内の納付にご協力をお願いします。

▼納め忘れのないように

口座振替制度の利用により、納め忘れが防げます。市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ通帳と届出印、納付書を持参して、申し込みください。

▼納付が遅れたら

納税相談がないまま納付が遅れたり納付がない場合、税負担の公平性を保つため、保険証の有効期限が短期間になったり、納税相談後に保険証が交付されるなどの措置がとられます。

納期を過ぎると督促を受け、延滞金が増算されます。納税相談のないまま未納が続くと財産の差押えなど滞納処分を受ける場合があります。災害などにより所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や保険税の減免・免除を受けられる制度もありますので、お早めの相談をお願いします。

また、災害などの事情により医療費の自己負担分の支払いが困難な場合もご相談ください。

国保の提出

届出は14日以内に

▼国保に加入するとき

- ・転入したとき
- ・退職などにより職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき

▼国保を離脱するとき

- ・転出するとき
- ・就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- ・被保険者死亡のとき

▼離脱の届出遅れにご注意を

会社の健康保険に加入後に、新しい保険証が届くまでの間、国保の保険証で受診した場合は医療費を返金いただく場合があります。会社などの健康保険に加入後、国保の離脱届を行わないと会社の保険料と国保税が二重払いになります。

国保の保健事業

国保では、健康維持のために各種検診等への助成など保健事業を行っています。

疾病予防、早期発見、早期治療のため特定健診や各種がん検診、人間ドックなどを受診し健康維持にお役立てください。



特定健診・特定保健指導

国保に加入する30歳から74歳までの全ての方を対象に、生活習慣病に着目した「特定健診」を無料でを行っています。早期予防・改善に向けて、保健師による特定保健指導を実施しています。

市が実施する各種検診、がん検診への助成

国保に加入している方は市の検診のほとんどが無料で受けられます。

人間ドック・脳ドックへの助成

30歳以上の方が医療機関でドックを受けた場合、対象費用の3分の2を助成しています。

要件や手続きの方法については事前にお問い合わせください。

保健師による健康相談

保健師による窓口や訪問による健康相談を随時行っています。お気軽にご相談ください。

高齢受給者証の更新

受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降に使用する新しい証を7月末までに届くように発送しますので、有効期限満了後に差し替えてご利用ください。

新たに70歳になり、対象となる方については、誕生日の翌月（1日生まれの方は当月）から使用できるように随時発行します。

限度額適用認定証の更新

高齢受給者証をお持ちの70歳以上の課税世帯の方を除き、病院に支払う医療費が自己負担限度額までのお支払いで済む「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関窓口で提示することにより、窓口負担が軽減されます。

入院や支払いが高額になる外来受診の際、事前に国保窓口での申請をお願いします。

なお、7月以前に「限度額適用認定証」の交付を受けた方は、有効期限が7月31日となっておりますので、更新手続きが必要になります。

ただし、保険税の納付状況によって交付できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

▼持ち物 印鑑・保険証

問い合わせ

- 市民課国保高齢医療係
(名寄庁舎1階)
☎01654③2111
- (内線3114~3116)
- 地域住民課市民係
(風連庁舎1階)
☎01655③2511
(内線119)